

# 今こそ変えるぞ！ 再審法

## 第4回 再審請求審における証拠開示

再審法改正実現本部 委員 伊藤 修一 (59期)

### 1 証拠開示の必要性

再審が開始されるためには、その要件が満たされなければならないところ、現実には、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」（刑訴法435条6号）を根拠に申立てがなされている場合がほとんどである。つまり、再審を請求する側に明白性のある新証拠を提出する義務があることになる。しかし、有罪判決を受けて服役中の者が、または死刑判決を受けて拘置中の者が、新たな証拠を発見・提出することは極めて困難と言える。他方、捜査段階で捜査機関が収集した証拠が確定審で使用されれば、その証拠は有罪判決確定後一定期間保管され、閲覧が可能であるが、有罪判決確定後に公判未提出記録や証拠の開示に関する手続を定めたルールが日本にはない。しかし、公判未提出記録等の中には、無罪方向に導く証拠も数多く存在している。そうであれば、無罪の救済を目的とする再審制度においては、再審を請求する段階から請求人が当該証拠にアクセスできるようにしておかなければ、充実した審理を行うことなどできず、再審制度自体が機能しないことになる。こうしたことから、再審請求段階でも証拠の開示が必要となるのである。

### 2 反対論

以上の理解に対し、反対する意見もある。①再審は請求審も含め、通常審とは異なり当事者主義的訴訟構造を有していない、②むやみに証拠の開示を認めると関係人のプライバシーを侵害するおそれがある、というものである。しかし、①証拠開示の制度は、当事者主義・職権主義と直接の関係性を有しない。このことは、2004年の刑訴法改正における通常審における証拠開示規定の導入の際にも前提とされていた（ちなみに、職権主義を採用するドイツでは、弁護人に証拠の閲覧等、証拠にアクセスできる権利が認められている）。また、②関係人のプライバシー等の問題は開示

の基準、手続を整備することで対応することが十分可能である。これらのことからすれば、再審請求段階において証拠開示を認めるべきでないという反対論には理由がないのである。

### 3 証拠開示の重要性

現に、証拠へのアクセス、証拠の開示により充実した審理がなされ、再審開始となった事例も多い。弁護人が検察庁に出向き、証拠物を閲覧したところ、自白と矛盾する証拠物を発見したことがきっかけとなり、最終的に再審無罪を勝ち取った松橋事件<sup>まつばせ</sup>、裁判所からの証拠開示勧告を受け、検察官が約600点にわたる証拠を開示したところ、5点の衣類のカラー写真をはじめ無罪方向に働く有力な証拠が数多く見つかり、最終的に再審無罪を勝ち取った袴田事件。他にも、東電OL事件、布川事件、2024年10月に再審開始決定が出た福井女子中学生殺人事件も証拠開示が重要な役割を果たしているのである。

### 4 終わりに

現行刑訴法では、再審手続に関し、証拠開示を定める規定がないことから、裁判所の訴訟指揮によって証拠開示が行われるという運用がなされている。しかし、このような実施方法では、裁判所の訴訟指揮が積極的か消極的かにより証拠開示の有無が決まり、最終的な判断に差が生じるという、いわゆる「再審格差」が発生してしまう恐れもある。

再審が裁判制度の一環として存在する以上、その審理は、裁判といえる程度の、あるいは裁判という名に相応しい充実したものであることが予定されているはずである。このことは再審公判のみならず、再審請求審の段階においても同様である。再審における充実した審理、再審格差の是正のためには、証拠の開示が不可欠なのである。